

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、具体的には、介護職員などの処遇改善にこの収入を充てることができるような柔軟な運用を認めることを前提に、処遇改善を行い、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
 - ・ 職場環境要件について、複数の取組を行っていること
 - ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること
- ホームページ等を媒体として、外部から見える形で公表することを意味しています。

【職場環境要件の提示について】

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

【職場環境要件の揭示について】

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策。 ・ 仕組みなどの明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修やミーティング等での理念伝達と法人理念の揭示により共有を図っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費の補助、勤務シフトの考慮等を行う事により、職員が研修を受けやすい環境を整えている。各種研修受講については、階層別に職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
両立支援多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の事情等状況に応じた勤務シフトや短時間社員正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。 ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非正規職員から正規職員への転換を推奨している。 ・ 年間有休取得計画表の作成・取得確認。
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次健康診断の実施、全館禁煙の実施、職員休憩室の確保。
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減。 ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用ソフトの活用による情報共有、各種記録の電子化により効率化を図り、業務負担の軽減を行っている。
やりがい働きの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。 ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所毎に定期的なミーティングを行い、情報の共有を基にケア内容の改善を図っている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防及びまん延防止マニュアルの作成。 ・ 施設における新型コロナウイルス感染疑い発生時の対策強化。 ・ コロナウイルス感染疑い発生時の対応フローの充実。